平成２２年（フ）第４５号
静岡県下田市１丁目18番29号　マツヤアパート１Ｆ
債務者　矢島　美香（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２７１３号
名古屋市中区栄５丁目10番23号　ラ・メゾン翠山805号
債務者　王　　巍
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６号
滋賀県甲賀市水口町新町２丁目１番60号
債務者　濱瀬てるゑ
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１８号
滋賀県草津市野村８丁目７番14号　クレストパーク303号
債務者　上原　晃俊
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
大津市坂本７丁目30番１号　エスポワール102
債務者　髙井　淳一
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３８号
滋賀県湖南市岩根363番地　茶釜団地Ａ棟303号
債務者　杉田　福代
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５１号
滋賀県栗東市下鈎1673番地104号
債務者　河野小百合
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５３号
滋賀県栗東市上鈎186番地３　101号
債務者　松浦由紀子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１５号
滋賀県東近江市南清水町1026番地９
債務者　宮川　朋美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４２号
鳥取県西伯郡南部町浅井361番地
債務者　齊鹿　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３２号
広島市南区似島町字家下609番地
債務者　中見　弘行
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３０号
広島市佐伯区杉並台１番地９
債務者　松本　一公
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６４号
広島市南区比治山町１番20号
債務者　中田　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５０号
広島市南区大州３丁目９番27号
債務者　平田テル子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６１号
広島県東広島市西条町上三永1634番地１
債務者　山内　一憲
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２４号
栃木県宇都宮市東宝木町７番31号
債務者　畠山　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２９号
栃木県大田原市桧木沢338番地31
債務者　三森　香織
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係